

12月3日～
12月9日は

「障がい者週間」です

本市では、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合い、地域で安心して暮らすことができる共生社会を目指し「障がいのある人もない人もともに自立して暮らせる 住みよいまち のおがた」を基本理念として障がい福祉施策を推進しています。

この法律知っていますか？

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」



医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が令和3年9月18日に施行されました。

この法律は、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、保育及び教育の拡充に係る施策その他必要な施策について定める事により、医療的ケア児の健全な成長を図るとともにその家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを産み、育てる事の出来る社会実現に寄与することを目的に制定されました。

この法律知っていますか？

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」



障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律が令和3年6月4日に公布され3年以内に施行されることが決まりました。

この改正で、新たに国及び地方公共団体の連携協力の責務、障がいを理由とする差別を解消するための支援措置の強化、事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化が追加されました。

障がいのある方が社会で暮らす時、たくさんの困りごと(壁)が存在します。合理的配慮とは、簡単に言うと、障がいのある方の機会や待遇を平等に確保することを妨げる壁を「改善」「変更」して取り除くことをいいます。

し しょうがいしゃぎゃくたいぼう し ほう 知っていますか?障害者虐待防止法

しょうがいのある方^{かた}に対しての虐待^{たい}は、いかなる場合^{ぎゃくたい}においてもあってはならないことです。市民^{し ほう}の方々一人ひとりが「虐待」とは何なのかを知り、地域全体で虐待防止に取り組んでいきましょう。

しょうがいしゃぎゃくたいぼう し ほう 障害者虐待防止法ってなに?

しょうがい者の尊厳^{しや そんげん}を守り、自立^{まも}や社会参加^{じりつ}の妨げ^{しゃかいさん か}とならないよう、虐待^{ぎゃくたい}を禁止^{きんし}するとともに、その予防^{よ ぼう}や早期発見^{そう き はっけん}の為^{ため}の取組み^{とりく}や、養護者^{ようごしゃ}に対して支援措置^{たい し えん そ ち}を講じる事^{こう こと}を定めた^{さだ}ものです。

ぎゃくたい 虐待ってどういったものがあるの?

しんたいきぎゃくたい ぼうこう がいしょう あた こうい しんたいこうそく
身体的虐待 暴行や外傷を与える行為、身体拘束

例：平手打ちをする、殴る、蹴る、つねる、椅子やベットに縛り付ける、閉じ込める 等

せいときぎゃくたい こうい
性的虐待 わいせつな行為をすること、させること

例：裸にする、性的行為の強要、わいせつな会話や映像を見せる 等

しんりにてきぎゃくたい ぼうげん きよぜつてき たいおう きようふしん あた
心理的虐待 暴言や拒絶的な対応、恐怖心を与える

例：怒鳴る、脅迫する、無視する、侮辱する言葉を浴びせる 等

ほう き ほうにん ちょうじかん ほう ち げんしよくとうすいじやく こうい
放棄・放任 長時間の放置や、減食等衰弱させる行為

例：食事を与えない、入浴させない、病院や学校に行かせない、着替えをさせない 等

けいざいてきぎゃくたい ざいさん ふとう しょうぶん かんり
経済的虐待 財産を不当に処分したり、管理すること

例：生活に必要なお金を渡さない、年金や賃金を渡さない、財産を無断で使う 等

ぎゃくたい み 虐待を見つけたら…どうしたらいいの?

ぎゃくたい げんば み また き かた たんとう まどぐち れんらく
虐待の現場を見た、又は聞いたという方は、すぐに担当の窓口^{か の ん}に連絡をしてください。

「聞き間違いかな」「たぶん違うだろうな」と見過ごしてしまい、発見が遅れてしまうことがあります。皆さんの身近な問題として捉え、「もしかしたら・・・」と思った時点で通報をお願いします。皆さんの通報が早期発見につながります。

※通報者の個人情報^{こじんじょうほう}は守られますのでご安心ください。また匿名^{あんしん}での通報も可能です。

相談窓口
虐待通報

ちよくあんちくしょう しや き かんそうだん し えん
直轄地区障がい者基幹相談支援センター かのん

じゅうしよ のがた し つ だ まち ばん ごう のがた し ちゅうおうこうみんかんよこ
住所：直方市津田町7番20号(直方市中央公民館横)

れんらくさき じ かん にちたいおう ふあつくす
連絡先：0949-24-1556(24時間365日対応) FAX：0949-24-1552

※平日午前8時30分から午後5時までは市の窓口でも対応可能です。

のがた し やくしよ こ そだ しょう し えん か しょう かかり
直方市役所 子育て・障がい支援課 障がいサービス係

じゅうしよ のがた し とのまち ばん ごう かい ばんまどぐち
住所：直方市殿町7番1号(2階21番窓口)

れんらくさき ふあつくす
連絡先：0949-25-2139 FAX：0949-25-2135